第 2 回

新宿区障害者施策推進協議会

平成25年11月11日(月)

新宿区福祉部障害者福祉課

○障害者福祉課長 それでは、皆様、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、平成25年度第2回障害者施策推進協議会を始めさせていただきます。私、障害者福祉課長の西方でございます。よろしくお願いいたします。

今回、第8期の委員様によります2回目の全体の協議会でございます。

出欠の状況でございますが、過半数は達しておりますので、本日の協議会は成立でございます。

欠席の御連絡でございますが、区民委員の飯田様、浅井委員、針谷委員、新井委員は代理で小杉係長が出ております。それから、力武委員は御連絡はないのですが、今のところ席に着いていらっしゃいません。それから、村川会長、片岡副会長でございますが、それぞれ15分ほどおくれるという御連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、先ほど申し上げましたように過半数に達しておりますので、このまま協議会は成立して進めさせていただきます。

では、春田副会長、よろしくお願いいたします。

〇春田副会長 春田と申します。よろしくお願いします。

会長と副会長がおのおのちょっと遅刻をされるようですから、しばらく私が進行いたしま すので、御協力のほどお願いします。

ただいまより第2回新宿区障害者施策推進協議会を開催いたします。

それでは、これから、お手元にございます本日の次第に従い、議事を進めてまいります。 午後4時まで2時間の予定ですので、御協力のほどよろしくお願いします。

本日の議事は、新宿区障害者生活実態調査の実施についてです。

また、報告事項として、障害を理由とする差別の解消に関する法律について、それから障害者基本計画(第3次)の策定についてがございます。

資料の確認を事務局からお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上でございますが、本日の次第、それから資料3「新宿区障害者生活実態調査の 実施について」というA4版1枚とA3版1枚の2枚をホチキスどめにしてあります資料が ございますでしょうか。それから、修正版の調査票案の4種類、まず在宅の方用の白、表題 が「区民の生活のニーズに関する調査」となっております白いものが在宅用です。それから、 施設入所の方用がレモン色です。それから、18歳未満の方と保護者の方向けが若草色、黄 緑ですね。そして、サービス事業者用の水色をお配りしております。この4種類につきましては、今のところこれはまだ見本となっておりますが、現物もこの4種類の色分けをさせていただいて、それぞれの方に送付させていただくことにしております。

そのほかに、皆様に既に発送させていただいております資料が4種類ございます。資料 1-1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」、資料 1-2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、そのものですね。それから、資料 2-1 「第 3 次障害者基本計画の特徴」という資料です。資料 2-2 で、第 3 次 「障害者基本計画 平成 25 年 9 月」というものでございます。お手元にそれぞれありますでしょうか。資料の不足 等ございましたら、恐縮ですが、事務局のほうまでお知らせください。

では、ないようですので、そのまま進めさせていただきます。

なお、本日の協議の進め方のお願いでございます。発言される方は、恐れ入りますが、お 名前を名乗っていただいてから御発言をお願いいたします。議事録の関係、それからお目の 悪い方もいらっしゃいますので、名前のほう、よろしくお願いいたします。

〇春田副会長 進行が大変不慣れですから、その辺を余り厳しく言われないようにしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

きょうは協議会の第2回目ですので、早速、議事に入りたいと思います。

8月の第8期委員委嘱式・第1回協議会の後、2回の専門部会で障害者生活実態調査の実施について協議を進めてきました。

本日は協議会全大会で、最終確認を行うことが主眼となります。事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 では、これから説明させていただきますが、まず説明に先立ちまして、この調査の実施に関しまして、委員の皆様から大変貴重な御意見、さまざまな御指摘いただきましたこと、ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。専門部会での活発な議論、それから専門部会委員でない方の多くの委員の皆様からも、郵送、ファクスなどで有益な御意見それから御指摘をたくさん賜りました。この御意見をなるべく反映させ、可能な範囲で修正させていただきましたものが本日の資料となっております。

まず、お手元の資料3の「新宿区障害者生活実態調査の実施について」という資料で御説明させていただきます。

先日来お話ししておりますとおり、調査の名称ですが、障害者手帳を所持しないで障害福祉サービスを利用されている方や、この4月に新たに障害者の範囲に追加された難病患者の

方などにもこの調査をお送りするということを配慮いたしまして、調査の名前は「区民の生活のニーズに関する調査」といたしまして、「障害者」という名前はこちらには載せないということにして行わせていただきます。

調査の種類が、先ほど申し上げましたように4種類です。在宅、施設入所、18歳未満と 保護者、サービス事業者のそれぞれに向けた調査内容です。

それから、調査内容につきましては、2枚目のA3横の資料をごらんください。ちょっと 大きくいたしまして少しは見やすくしたんですが、こちらの資料の対象者(概数)、規模、 抽出条件、調査方法、調査時期、調査目的、それから前回の調査との比較ということになっ ております。

早速で申しわけないのですが、訂正をお願いいたします。1番、在宅の方の対象のところで、身体障害者手帳所持者が1万6,000人となっておりますが、1万600人の間違いでございます。申しわけございません、訂正してください。

まず、調査期間でございますが、調査時期にございますように11月25日、再来週の月曜日から12月9日月曜日までを予定しております。

調査の方法ですが、郵送による発送、それから回収も郵送で、私ども障害者福祉課のほう に回収するようになっております。

家庭訪問調査のほうがいいのではないかという御意見も賜っておりますが、訪問調査となりますと、調査の設計、それから対象者数の絞り込み、プレ調査、訪問調査員等々、事前準備が全く異なりますので、申しわけないのですが、今回は前回同様に郵送調査ということで行わせていただきます。

それから、障害者の方ですので、中には代筆、代読などが必要な方も多くいらっしゃいます。そのため、なるべくたくさん回収したいという思いがございますので、このアンケートの記入の支援をすることといたしております。

区役所におきまして、通常の時間に加えて、夜間開庁に合わせまして、平日の夜間も期間中に2回、火曜日ですが、アンケートの記入支援を行います。また、区立障害者福祉センターにおきましても、窓口で調査の支援を行います。それから、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー、これは社会福祉協議会の中にございますが、そちらも障害に配慮した記入支援を行うこととしております。ほかにも、高次脳機能障害者の方、それから区立特別支援学校など特別に配慮いたしまして、それぞれの方向けに、こちらのほうは面談で記入支援の会を別途設ける予定でございます。

2枚目のA3の資料の別紙にありますように、調査4種類のうち、在宅の方の調査だけは 枚数も多いので抽出調査としております。在宅の方は、こちらにございますように概数で 4,800人で、「層別抽出」とありますが、この「層別」というのは、障害の種別、年齢構成 など多岐にわたっておりまして、全く同じように無作為抽出してしまいますと、特に身体障 害者の方に偏る傾向がございますので、それぞれの層を配慮いたしまして設定して、その中 での無作為抽出ということにさせていただくものでございます。これまで一律無作為抽出と いうことでお知らせしておりましたが、正しくは層別抽出というのが私どもの想定しており ます無作為抽出に当たることがわかりましたので、今回、言葉を改めさせていただきます。

それから、資料の下のほうに、先ほど申し上げましたように、前回の23年度に実施いたしました調査との比較が4種類の調査ごとに載せてございます。在宅の方の調査人数は、一番下のほうにございますが、前回の発送実績3,041人でしたが、今回は4,800人へと規模を拡大しております。また、前回は、発達障害者それから高次脳機能障害者の方向けの調査を別建てとしておりましたが、今回新たに障害者の範囲に加わりました難病患者の方も含めまして、成人期の在宅障害者全般の調査として再構成させていただきました。それから、前回の調査では4種類のうち一番回収率が低い調査であったものですので、回収率の向上を目指します。

第1回の協議会におきまして、設問数を減らすことが重要ではないか、このアンケートが行きますと、誰も答える気にならないのではないかという御指摘もございましたが、調査票の統合もあり、実際には41問から45問に増加してしまいました。また、枝番で設定しておりました問いを独立した設問としてカウントをし直しておりますので、必ずしも全く増えたという状況ではない形です。

それから、親元を離れていらっしゃる場合でも、グループホームや福祉ホームへの入居、それから以前の名称でいいますと通勤寮・援護寮といった名前でございました新法体系の宿泊型の自立訓練の利用者の方につきましては、御議論もございましたが、在宅の方扱いをしております。在宅か施設かという2大区分でいきますと、こういったグループホームの御利用などは、言うなれば中間層的な暮らしの方にあると思いまして、こういった方はこれからもふえていくことは承知しておりますが、今回の場合にはあえて中間層はつくらなかったということです。朝起きてから夜寝るまでということでしょうが、入所施設はほかのサービスをなかなか使いません。グループホームの方は、入所施設で完結する生活と違いまして、地域で移動支援、そのほかいろいろなサービスを組み合わせて使っておられます。そういった

方はサービスを組み合わせて使う生活をされているということで、在宅の方という扱いをさせていただきました。

また、さらに、グループホームの方につきましては今後伸びるということもございますので、この方たちについては悉皆調査をして、より詳しくサービスの希望の中身などを聞いてみてはという御提案もございましたが、在宅というところは既に一番多い人数となっておりますので、サービス利用実態の割合で悉皆とした場合、グループホームの利用者の方が突出して多くなってしまう可能性もございまして、統計上不自然になりますので、今回は集計・分析のときの課題とさせていただきます。

続きまして、施設の入所の方です。新宿区が援護の実施者として施設系サービスの支給決定を行っている方が約200名いらっしゃいます。

24年度の入所施設につきましては、現在は総合支援法ですが、障害者自立支援法と児童福祉法のセットで大きな改正がございました。詳しい委員の方もいらっしゃいますので、説明は簡略にいたしますが、もともと児童福祉法の入所施設に入りますと、成人になられましても同一施設で暮らし続けられる方が大変多くいらっしゃいました。名称でいいますと過齢児という形の扱いでした。こういった方々につきまして、24年度から成人の年齢の方、18歳以上の方でありますれば、児童ではなくて障害者の施設で暮らすのが本来のあり方ではないかということで、施設体系の再編がありまして、今、着々と進んでいるところです。

児童福祉法の施設の入所ということになりますと、入り口が都道府県、児童相談所が窓口 でございます。障害者の入所施設につきましては、私ども区市町村が窓口という違いがあり まして、これは今も変わらないところです。

ここでは、新宿区が施設入所支援というサービス名で障害者支援施設への入所を決定している方と、療養介護というサービス名で元の重症心身障害児施設ですとか、国立療養所等の医療機関に入所・入院されている方の調査をここの中で実施することといたします。法律が複雑に変わっておりまして大変わかりづらいのですが、そういった扱いとさせていただきます。

続きまして、18歳未満の方と保護者の方についてです。

前回は、こちらにございますように発送数340人に対して行いましたが、今回は870人、 倍以上となりました。一番上のますをごらんください。身障手帳それから愛の手帳の所持の 児童様だけで既に450人と、前回の調査の時点よりも100名以上超過してございます。この ほかに、この手帳を所持されていないのですが、例えば短期入所や居宅介護などといった障 害福祉サービスを御利用されている方、それから障害児通所支援、児童発達支援とか放課後等デイサービスなどですが、そのほか地域生活支援事業の移動支援、タイムケアなど、さまざまなサービスが前回よりもふえてございます。そういったサービスにつながっていらっしゃる児童を加えております。こちらの方々が全体の3割を占めております。

情緒障害等の通級指導学級を利用されている児童さんと生徒さんにつきましては、前回は 発達障害の方といたしまして別建てでございましたが、今回は合同といたしました。

それから、サービス事業者の方向けです。サービス事業者につきましては、特例子会社も今回、対象に追加いたしました。どういった回答が返ってくるか楽しみでございますが、さまざまサービスを行う事業所もふえておりますので、こちらのほうでは回答も私は興味深く見ております。また、区内では区が力を入れて整備いたしましたグループホーム、ケアホーム以外にも、先ほど言いましたが、新規開設事業者がこの2年で大変ふえましたので、発送予定数が前回の98から今回150というふうにふえております。

以上です。

〇村川会長 到着がおくれましたこと、申しわけございません。おわびいたします。

それでは、ただいま説明のありました一通りの実態調査の進め方及び各調査票等の関係でありますが、御質問あるいは御意見をどうぞ各委員からお出しいただければと思います。どなたからでもどうぞ。

金子さん、どうぞ。

○金子(禎)委員 視覚障害者福祉協会の金子です。風邪を引いて声が出にくいんですが……。 この調査において、視力の場合、確かに同行援護並びに移動援護で対処できる、代読、代 筆が可能なのでしょうけれども、業者によっては、同行の場合は玄関先でなら代読、代筆は 可能と、だけれども、家の中ではこれはホームヘルパーの仕事だというので、意見が食い違 っている。この点についていかがかなと思いました。

それと、もう一つ、交流コーナー等々に行くのには同行援護の介助者を要請しなければならない。そうすると、時間数の関係というようなことで相談がありました。この点についてはいかがでしょうか。

○村川会長 同行援護の実施等について御質問がありましたので、もう一度、同行援護のサービスの基本的な位置づけを事務局から御説明いただいて、その上でそのようなものとして行われているのか、あるいは事業者によって対応の仕方が違っているのか、あるいはほかの関連サービスとどういう役割分担なのか、そのあたりお答えをお願いします。

○障害者福祉課長 金子さんがおっしゃいましたように、今回の法律改正でかなり同行援護の ほうに移っていただいた方が多いのですが、確かに玄関先というか、おうちの中は家事援助 ということでホームヘルプサービスになります。同行援護の者は、言うなれば玄関先という か外ですから、外の介護のみをいたしますという仕切りになっております。では、玄関の前 で立って読んでもらうのかということに実際なっているのですが、法律上の仕切りでは本当 にそのようになっていまして、申しわけないところです。

ただ、このサービス自体がもともと決まっているサービスですので、今回、私どもは今後のサービスのためにこの調査をかけておりますが、そういった適用につきましては変えることができないので、本当に申しわけないところですが、その仕切りは変えられないということになります。

その一環というか、例えば視覚障害者交流コーナーなどでの代読・代筆サービスにつきましては、私ども職員もそちらに参りましてサービスをいたしますので、もしうまく時間が合いましたら、職員もいつもより手が足りている時間がございますので、そのときにぜひ来ていただけたらと思う次第です。

- **〇村川会長** 金子さんいかがでしょうか。そういうお答えです。
- ○金子(禎)委員 はい、わかりました。
- ○村川会長 今後に向かって、同行援護のサービスについては、問題点があればそれはそれとして、居宅介護、これまでのホームヘルプとどういう意味での役割分担になるのか。ただ、一々中に入ったりすることは全くできないということなのか、外出に伴う周辺援助のような要素は部分的に認められるのかとか、その辺は今後の運用の中で詰めていただき、今回の調査の実施については、また区のほうからできれば配慮ある対応をしていただくということでよろしいでしょうか。
- 〇金子(禎)委員 はい。
- **〇村川会長** ありがとうございました。

ほかに、どうぞ。

どうぞ、片岡先生。

○片岡副会長 今、課長さんの御説明の施設入所の知的な児童福祉施設に入られている方は、 今回は窓口が児童相談所だから外すという意味にとってよろしいんですか、そこが気になる んです。

そんなに大した人数はいらっしゃらないかもしれないんだけれども、子供のときから施設

に入所されている方のニーズは沈んでしまって、逆に言えば、地域に戻りたいとか、成人に達していらっしゃらない場合でも今後どうするかという課題がたくさんあると思うので、ニーズぐらいは拾ってもいいのじゃないかと思うのです。そんなに人数は多くないと思うのですが、地方の施設なんかで沈んでいる方が結構いらっしゃるのじゃないかと思うのですけれども、把握が難しいということでしょうか。

- ○障害者福祉課長 委員おっしゃるとおりで、18歳以上の方になられますと私どものところできちんと受給者証を出しておりますので、情報が入りますので、前よりはそういった意味では仕切りもできてまいりましたが、18歳未満の方になりますと情報をいただけないシステムになっておりますので、把握が難しいということです。申しわけございません。
- ○村川会長 この点については、きょうの協議会に先立つ部会でも論点となったところです。 今、課長さんからお答えがあったように、現に児童福祉法で施設に入っている方については、 児童相談センターが扱っておられるということです。これは情報の扱い等がありますので、 調査に御協力いただきにくい面があるのはやむを得ないのかなと。

ただ、場合によっては新宿区を担当されている児童福祉司の方と連携をとるなり、18歳未満で入所施設に入っておられる方の実態について、人数も含めて、どういう状態、どういう実態であるかについては、固有名詞とは別に、およその実態を把握するという業務上の連携のようなことはされる努力をとっていただきたい。個別的に個々の方に送って書いていただくということを直ちに行うことは不可能のようです。しかし、東京都の機関で一定程度把握されていることと思いますので、そこはうまく連携をとるようにしていただければと思いますが、そんなことでよろしいでしょうか。

- ○障害者福祉課長 私ども、数の把握は必要かと思いますので、一度頼んでみます。ただ、今回の調査にはちょっと……。
- ○片岡副会長 児童相談センターの所長さんもメンバーになっていらしたように思ったので、 所長さんかどなたか忘れましたけれども、何か御協力いただいて、数ぐらいというか、新宿 の子供がどこでどういうケアをされているかということで将来につながると思うので、よろ しくお願いします。
- ○村川会長 はい、志岐さん、どうぞ。
- ○志岐委員 志岐でございます。 2 点ほど質問させていただきます。

まず第1点は、発送予定数の問題です。これは23年度の実績と比較しますと、大体1.5倍から2倍ぐらいに対象者数が増えている。これについては、当然、予算措置として講じられ

ていると思うのです。その辺の必要性といいますか、多ければ多いほどそれだけ確度は高くなるというふうに思いますけれども、その辺の予算措置と、そういうふうに増やした理由についてお尋ねしたいというのが第1点です。

第2点は、回収率の問題です。回収率は、在宅のほうは前回は52.9%というふうに、在宅が一番発送予定数も対象数も多いのでこういうふうな結果になったんじゃないかと思うんです。52.9%が一般的なのかどうか、過去の分もどういうふうな形になっているのかわかりませんけれども、いずれにしてもあと47.1%の回収ができていない。これらについては、こういうふうに協議したり、いろいろとレベルの高い、質の高い案をつくっても回収できなければ意味がないので、そのために前回と比して今回はどういうふうな回収方法を新たに工夫しているのか。周知方法とか、あるいはアンケート記入支援というところでやっていると思うんですけれども、具体的に前回と比べてどういうふうな回収率アップ対策を講じようとしているのか、その点について質問をさせていただこうと思います。よろしくお願いします。

○村川会長 2点ほど御質問がありました。

最初に、私のほうから、1点目のうちの今回対象となる方々がなぜふえたかということであります。既に課長さんのほうからも説明があったかと思いますし、また前回の協議会でもある程度出ていたかと思いますが、資料3の難病患者の方々は、これはもう明らかに制度が大きく変更されたわけですから、そういう人を無視して調査しなくていいのかということになりかねませんので、これはふえるということがだめだという論点にはならないと思いますので、お認めいただくしかないのかなと。

あわせて、前回は高次脳機能障害者及び発達障害の方々については、通常の調査票ではない、当時人数が限られていたという背景もあったので、ヒアリング調査のようなやり方でもって補完的に調査をした。その方々の人数がある程度まとまってきたなど、この調査票の設計上も調査対象になじむという判断があったと思います。そういうことでかなり対象となる方々、母数がふえてきている。

それから、先ほどの課長さんの説明の後半でありましたように、子供の関係については、 難病等の要素も含めて前回に比べて把握がさらに進んできたということですので、この調査 対象がある程度ふえてくるということはやむを得ないというよりも、むしろ当然これはもう 取り組んでいかなければならない、できるだけ大勢の声を聞くと。ただ、全数調査というの はいろいろと限界があるので、主に身体障害の方々など、抽出でもって数をうまくセーブし てというあたりはあるのだろうと思います。 回収率は後ほど私もコメントいたしますが、事務局のほうから、予算措置は大丈夫かとい うお尋ねもありましたので、そこを答えていただければと思います。

○障害者福祉課長 今、会長がおっしゃいましたように、サービスが大分普及してまいりまして、使われる方がふえていらっしゃる、それから精神障害者のように手帳をとられている方の増加率が大変高いということもございまして、全体の対象人数がふえたということが大きな原因の一つだと思っております。

それから、先ほど会長がおっしゃいましたように、児童につきましては特に手帳要件関係なく必要ですということで、こちらの受給者証を、前より抵抗の感覚がさほどなくこういったサービスを使われることが多くなりました関係で、私どものところに御相談がふえて、受給者証もふえていると考えています。

回収率ですが、こちらの下にございますように余り高いほうではなく、これはほかと比べましても高いとは決して言えない回収率でございますので、今回、ぜひとも回収率を上げたいとともに、有効回答数を考えますと、前回よりふやすつもりではいるのですが、またそれも人数をふやす理由となっております。

予算措置のほうは、このぐらいのレベルですと何とか対応できると考えております。

それから、記入支援を今回強化いたしました。前回は障害者センターと区役所で、どうぞ困ったり何かのときにはこちらのほうへいらしてくださいというような形でお伝えしておりましたが、今回、そのほかに社会福祉協議会の中の視覚・聴覚交流コーナーで代読・代筆サービスを行います。そちらにはそれぞれ手話通訳の派遣できる日、それから区の職員が参りまして人数をふやす日なども行います。

特別支援学校のほうにつきましては、区の職員が保護者会に参りまして、そこの場で一斉 に回答をいただくような形にしまして、なるべく皆さんに気持ちよく回答していただけるよ うな体制を整えたいと思っております。

〇村川会長 ありがとうございました。

回収率については、確かに御指摘のような問題があることも事実で、今回は区のほうでも 広報なども進められるということでもあります。これは私からも各委員にお願いであります が、特に障害者団体を代表する委員の方々については、団体内部でもうまく声をかけ合って いただいて、ぜひこの回収をふやす方向で取り組んでいただくということがありがたいと思 っております。

よろしいでしょうか。

- ○志岐委員 わかりました。結構でございます。
- **〇村川会長** ほかにいかがでしょうか。どうぞ、何でも結構ですので。 天方さん、何かございますか、もしよかったら。
- ○天方委員 最終的に、きょう、机上配付された調査票の中身を在宅の方を中心に一べつしたところですけれども、全体として、今後の障害者の生活に必要な実態を把握する項目はきちんと整理されているのじゃないかというふうに思っています。特に、医療や災害、バリアフリーといったことは大きな課題になってくると思いますので、ここら辺もきちんとテーマとして取り上げているので、私はこれで進めていいと思っています。よろしくお願いします。
- **〇村川会長** ありがとうございました。

項目がかなり整理されてきている。それから、医療、災害、バリアフリー等、今後に向かって実態の把握を当面進めるとしつつ、最終的には何らかの形で計画に反映をしていくという事柄もあるかと思いますので、そのように進めていただければと思います。

ほかにございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ、高畑さん。

○高畑委員 高畑です。

前回の話を踏まえて、大分、調査票は構造が整理されて、見やすくなったというのが一番 ありがたいと思っております。

それから、第2点、先ほども御指摘がありましたように、回収率を上げるための今後の団体説明と団体の実際の会員の方、団体の中での説明の推進について、具体的にどの程度予定されるか、教えていただければ幸いです。

○障害者福祉課長 まず、障害者団体連絡協議会の定例会が近々ございますので、そちらで私 どもが、こちらについて説明させていただき、御協力させていただきます。こちらの連絡協 議会には団体が21団体入っていらっしゃいますので、そちらのほうで一定程度御協力いた だけるかと思っております。それから、もちろん、ホームページなどでも、こちらに書いて ありますように周知いたします。

そのほかに、先ほど申し上げなかったのですが、点字版、デイジー版といった視覚障害の 方が在宅でももし必要でしたら、特にどこかに行かなくても、点字が読める方でしたら回答 していただけるようなシステムをつくるように予定しております。

なるべく機会あるごとに、先ほど会長がおっしゃいましたように、ぜひとも皆様も声をかけていただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

〇村川会長 よろしいでしょうか。

どうぞ、ほかにございましたら。

〇安藤委員 手をつなぐ親の会の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

私たちも毎月例会がございまして、こちらの実態調査のことに関しては、今月もそうなんですが、先月も皆様に周知していただくために、こういうものを実施いたしますということも声がけをしております。

ただ、私たち会員の末端までそれが行き渡るかというのは、毎月会報がございまして、そちらのほうにも掲載させていただいたいているのですが、会員以外の方がそのあたりは十分に周知していないところもあるかと思いますので、そのあたりをどのように知っていただくかというのがこれからの課題ということでもあるかと思います。

それから、もう一点、細かいことですみません。サービス事業者のところの特例子会社、前のときは11社というふうに、私の記憶違いかなというふうに思うのですが、これは10社で……。

- **○障害者福祉課長** 概数です。11社でやります。ここは概数なので、下のほうにちゃんと……。
- ○安藤委員 細かいことで、申しわけありません、それだけ確認と思いまして。以上です。
- **〇村川会長** ありがとうございました。

特例子会社のほうは数字の訂正を11社というふうにしていただくこととします。

各団体、会員でない方々もいらっしゃるので、そういう方々については区のほうから直接 調査票が郵送されたり、あるいはほかの媒体を使って御説明、御納得いただくということし かないと思います。ただ、団体の関係について、極力御回答いただけるように進めていただ ければありがたいと思っております。

それでは、時間の関係もありますので、調査票の修正事項等についての説明をお願いいた します。

○障害者福祉課長 今のさまざまな情報につきましては、健康部などとも調整いたしまして、 あらゆる機会をとらえまして、なるべく調査に協力していただくように、特に難病の方につ きましては、保健センターの医療証の更新などのときもございますので、そういった機会に 調査をかけるということをお願いしております。

委員の皆様から頂戴いたしました意見の主なもののうち、4種類に共通していただきました御意見は、全体といたしまして、もっと読みやすくしてください、書きやすくしてくださ

いという御意見が大変多くございました。具体的なレイアウトの提案につきましては、いろいろといただきまして、ごもっともなものが大変多く、なるべく採用させていただくようにいたしました。

本日、机の上に配付させていただきました資料は、コンサルタント会社が改めて作成し直したものでございます。先ほど申し上げましたが、設問から派生しまして、次の設問についていくような形のものは、事務局案の調査票で枝番という形で付番しておりましたが、独立させております。例えば、在宅の方向けの6ページをごらんいただけますでしょうか。問8の難病・特定疾患の診断名の設問につきましては、事務局案では問7-1という形でとっておりましたが、こちらのほうで難病・特定疾患の方に教えてくださいということで、枝番でなく、問いをそのまま進めさせていただいております。

そのほかに、具体的な選択肢の追加や設問の追加の提案もございました。問15をごらんください。ページ数でいきますと8ページになります。この15、16の医療機関に関する設問でございますが、こちらにつきましては、健康部のほうからもいろいろ修正原案が入りまして、調査票に反映させています。

続きまして、問26、ページ数で参りますと14ページでございます。こちらに、「仕事をする上で困っていることはありますか」という問いがございます。こちらの選択肢の9に「仕事を覚えるのが遅い」というような選択肢を入れましたり、問27では、何もしていない理由の選択肢の11で、「どんな場所で何があるのかわからない」については、委員の皆様からも意見をいただいたので、追加させていただいております。

それから、問34、18ページをごらんください。住まいに関する御質問でございます。支援つき住宅の整備という選択肢の追加がどうだろうかという意見もいただきましたが、こちらは選択肢の5番の「グループホームなどの整備」ということで集約されるのではないかと考えましたので、こちらのほうは採用いたしておりません。

問39の「サービス等利用計画」についてです。こちらの設問とその前の説明文は、今回 新たに設定されたものなので、受け取った相手の方によって大変わかりづらいのではないか という御意見がありました。それで、わかりやすくなるようにということで、左側にサービ ス等利用計画の御案内をいたしますとともに、こちらのほうの設問も少しでもわかりやすく ということで加えております。

そして、問42、先ほど天方委員もおっしゃってくださいましたが、災害対策ということ でございまして、33ページです。こちらの災害対策では、ヘルプカードについて、せっか くだからここで触れてはどうですかという御意見もいただきました。ただ、これは大変残念なことに、この調査票の発送時点でまだヘルプカードが具体的にでき上がっていないので、本当は載せたかったのですけれども、残念ながら反映させることができませんでした。 以上、在宅の方向けの御説明です。

〇村川会長 ありがとうございました。

ただいま説明のありました在宅の方へのニーズ調査の前回からの幾つかの修正点、各委員からもいろいろと御意見を寄せていただきましたので、取り入れられた部分もあるかと思います。それから、何か事情がありまして見送られたところもあったかと思います。

どうぞ、何か御質問、御意見ございましたらお出しいただければと思いますが、どうぞ。 加藤さん。

○加藤委員 加藤です。

今までは枝番だったので、どこまでがその人の障害かがわかるんですけれども、今回、大変わかりにくくなっております。

例えば、発達障害お聞きしますのは、10はいいのですけれども、その後、「それはどのような問題や困難でしたか」とか、「その時、誰に相談しましたか」というのは、これは一体誰を対象にしているのかがわかりません。発達障害と言われた方にお聞きしますとか、それから難病と言われた方にお聞きしますというのは、枝番にしないのだったら、面倒でもどの番号にも全部に入れてください。

〇村川会長 ありがとうございます。

御指摘のとおりで、枝番をやめてしまったために、問の12、13は何だかわからなくなってしまっている。これは誰が答えていいのかとかありますので、そこは注意深く……。

- ○障害者福祉課長 大変貴重な御意見で、訂正させていただきます。
- **〇村川会長** 12、13はその流れがありますので、発達障害の方に書いていただくということになるわけですね。
- 〇加藤委員 難病の方も。
- 〇村川会長 失礼、そうですね。
- ○障害者福祉課長 いずれも枝番だったものが同じ流れになっておりますので、改めて問いの前の設問のところに「発達障害の方は」とか入れるようにします。
- **○村川会長** 一応、5ページの問いの7の脇のところにある程度書かれてはいるんですが、いざその設問を見た段階でどうかということもあるので。恐らく、調査会社とかは集計等を考

えて、枝の状態にしていると手続上やりにくいということがあったのかもしれませんが、差 し当たりは回答する方の立場に立って、わかりやすくしておいていただく必要があると思い ますので、あとは事務局のほうに整理をお任せします。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ、島田さん。

〇島田委員 島田です。

8ページの問15について、この後に委員からの意見をもとに問16が追加されていると思うのです。この15と16は設問と回答が明確ではないような印象を受けるのです。例えば、15で「どのような医療機関で治療を受けたり、相談をしたりしていますか」ということで、1、2、3、4、5とそれぞれ選択肢があって、16では「問8の医療機関以外に、普段の健康や体調が悪い時(風邪など)に気軽に相談できる診療所の「かかりつけ医」がいますか」という設問で、またさらに1、2で診療所・クリニックというような選択肢で回答をさせるようになっているのですけれども、この辺をもう少し明確に……。

ここでは恐らく、かかりつけ医がいるかどうかというようなことを聞きたいのだと思うのですね。でしたら、ストレートにもういるか、いないかというような聞き方でもいいのではないか。もしいる場合は、どのような機関ですかというようなことを書いていただくということで、1601、2、3の回答の選択肢を検討する必要があるのではないかという印象を受けました。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございます。

これは、当初の案に対しまして区役所内部の検討などもあり、今お話の後半にあった問16は、明らかにかかりつけ医の役割がいるか、いないかということを聞いているということで、15のほうはどちらかというと、その病気や障害にかかわる専門医療機関というか、基本的に治療を受けておられるところなどを聞くということで、一応そこは区分して聞くというつもりで設計はされたのですが、ちょっとわかりにくいのか、事務局の……。

- ○片岡副会長 「問8」になっているからいけないのですよ。
- 〇村川会長 失礼、そうですね。
- **○片岡副会長** 「問15」にすれば……。
- ○村川会長 「問8」ではなくて、それもありますね、「問15」。
- **〇片岡副会長** じゃないのですか。

- **〇村川会長** 問8も、それはそれで難病の関係なのです。
- **〇片岡副会長** こっちは病名だけです。
- ○村川会長 今、途中で御指摘のあった16の「あなたは、問8の」というセンテンスでよいのかどうかも含めて、事務局のほうで。
- ○障害者福祉課長 まず、問16の「問8」は、「問7」の間違いでございます。申しわけご ざいません。

問7を先に御確認いただけますでしょうか。問7で、「次の疾患や障害がありますか」という質問をしておりまして、1番に該当する方は問8か問9へ行ってくださいというふうになっています。そして、発達障害の方は問10・11・12・13へということで、高次脳の方につきましては14まで飛ばしてくださいということになっているのですが、それ以外の方は15番に一斉に飛ぶように一応制度としてはなっています。15番でもう一回、問7の障害や疾患についてというふうにまず1個入れます。それから、問16はかかりつけ医のことを聞きたかったのですが、間違えました。「問7の医療機関以外」ではなくて、「問15の医療機関以外に、普段の健康や体調が悪い時」で、これを「問15」に直してください。すみません。

正しく言います。「問16 あなたは、問15の医療機関以外に、普段の健康や体調が悪い時(風邪など)に気軽に相談できる診療所の「かかりつけ医」がいますか」という質問で、ここでかかりつけ医を確認しております。問15のほうが、疾患や障害などのある程度専門的な、または小さいころからずっとかかっていらっしゃるその疾患に関する病院を問15で聞いておりまして、問16のところで改めてかかりつけ医を確認するという仕組みです。枝番をやめて行ったり来たりになってしまってわかりづらいので、ここにつきましてはそれぞれの問に改めてそれぞれの今のような、何々のときというようなことを確認しながら正しくさせていただきます。

すみません、わかりづらくなっております。直させていただきます。

○村川会長 とりあえず、回答が出ましたが、島田さん、そういうことで御理解していただく ということでよいのか、もうちょっと何か工夫といいますか……。

調査会社の悪口を言うつもりはないけれども、枝の方式をやめたことから、一斉にこのあたりの問題が生じちゃっているのですね。だから、「その時」とか、「その疾患」とか、「その」が何からかかってくるのかがわからなくなってしまっている。問7から出発はしているのかなということは基本的にあるのですが、もう一度その流れをうまくしていかないと、

回答していただく方に回答していただけないとか、回答する必要のない方が書いてしまうとか、そういう問題を誘発してしまうので、枝が全ていいとは言いませんが、もう一度ちょっと設計の仕方を滑らかにしないと、という問題が出てしまいました。

ほかにどうぞ、何かございましたら。

どうぞ。

〇天方委員 天方です。

今、質問票を見ながら、いわゆる回答率の問題を考えたときに、新宿の障害者の年齢層を 見ると、65歳以上の障害者が非常に多いわけですね。これは、ほとんどの人が65歳以上で すから、介護保険を利用する形になると思うのです。

障害者総合支援法では、基本的に65歳を過ぎたら、介護については介護保険を使ってくださいという条文になっているのですけれども、逆に、それでは障害者総合支援法を全く使えないかというと、併用していいですよと。介護保険で足りない分は総合支援法のサービスで賄っていきますというスタンスになっているというふうに私どもは説明を聞いていますし、新宿区も恐らくそのスタンスでサービスを提供していると思うんです。

このアンケート調査からは、介護保険を使っているのか、使っていないのかという、そこら辺は特に出す必要がなかったのでしょうか。そこだけがちょっと、今見ていてふと思ったことなのです。

○村川会長 これは御指摘のように、介護保険制度との絡みをどう捉えていくのかということはありますが、今のこの在宅の調査票の案の29ページに問38として、「介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか」という設問としてあるわけですね。

ですから、介護保険の制度そのものについては、別途高齢者等を中心に行われる別の調査なり計画づくりで深められるわけで、ここではあくまでも障害者福祉を基本とした実態の把握ということですので、一通り障害者福祉に関連した制度・サービスのありようといいますか、いろいろな制度・サービスが用意されてきている事柄について、現在、利用している、あるいはしていない、あるいは今後利用したいといったようなあたりに重点を置いていることがあるということと、確かに御指摘のように、年齢の高い方にとっては、その2つの制度をどのように関連づけるか。一番端的な例としては、介護保険の福祉用具の制度の中には補聴器の給付なんかは全くないわけですから、介護保険が全てということではないんですね。

ですから、これははっきり言えば、国の制度説明も大ざっぱなところがあって、65歳以上で障害のある方々については、現に障害のある方を支援するこういった制度が幾つかは当

然活用されるわけなので、そこはそういう趣旨で、介護保険そのものは介護保険の制度に関連した調査で詳しく聞いていただいて、ただ、全く無関係ということでもないので、今ちょっと触れました29ページの問38の程度に聞いてはいるわけなんですね。

だから、この辺の突っ込みというか、これだけで十分なのか。もちろん、個々的には両方の制度の活用の仕方がわかりにくいとおっしゃる方もいるかもしれないし、あるいはまたうまく、どういうふうに活用したらいいのか。そこになってきますと、調査というよりも相談事といいますか、個々に実情が違ってくる面があるので、そういう相談支援の場で丁寧に対応していただくことで問題解決を図るしかないのかなという感じもするのです。

もうちょっと、これ以上、つけ加えたほうがいいのかどうかですね。

○天方委員 障害者団体の側から言うと、介護認定を受けて介護保険を利用している障害者は、 障害者団体のアウトサイダーである方が圧倒的に多いわけですね。

介護保険を受けて、その後に障害者手帳を取るというような方もいらっしゃるわけです。 在宅でひとり暮らしをしている人なんかが、介護保険も使って生活をしているということに なると、なかなかその人たちのニーズがつかみにくくなる、既存の団体でも把握し切れない、 若い人が中心で活動していますから。

そこら辺は、問38で介護保険は使っていると答えて、このアンケートに答えた方はかなり意識の高い方というか、幼いころから障害を持っている障害者が答えるんだと思いますけれども、65歳を過ぎてから障害を持った人たちは、みんな団体のアウトサイダーで、なかなか障害者団体の活動に参加しづらい方が多い。ここら辺の絡みが僕なんかも悩みの種なのですけれども、どういうふうに整理していったらいいのか。まあ疑問だけですみません。

〇村川会長 はい、わかりました。

それでは、今の天方委員さんの御発言といいますか、一つの提言といいますか、差し当たりは29ページの問38で調査としてはさせていただいた上で、確かに実態としては、今のお話の後半にあったように、高齢期になって、例えば脳卒中で倒れられて寝たきり状態になる。一方で、介護保険の要介護幾つかという認定がありつつ、場合によっては手続をとって身体障害者手帳を取得されたり、またそれに基づくサービス利用が出てくる場合とか、それから最近伺っている話としては、例えば糖尿病などで中途失明されたりする方とか、確かに年齢が高い段階で幾つかの障害を抱えておられる方々の手続状況といいますか、具体的に相談や問い合わせで問題解決につながれば望ましいわけです。

その辺はこの問38とか、今後の展開でありますけれども、31ページの問39のサービス等

利用計画で、これは単純に計画をつくればいいというだけでもなく、その手前の段階で関係のスタッフが相談にあずかった際に、特にそういった今天方委員から御指摘のあった年齢の高い方々からの御相談の中では、障害者福祉の制度ともう一方での介護保険の制度の絡み合いというのか、そこをうまく使い分けるというか、うまい活用法をアドバイスしていただくことが一つの課題としてあるのかなというあたりだと思います。

できれば、今回は、直接的な介護保険に関連した質問事項は、余り聞き過ぎてしまうと、 今度は介護保険との役割分担があると思いますので、むしろ分析等の中で、今後の計画づく りの中で2つの制度のつながりぐあいをどう見ていくかということで、さらに次の段階で検 討を深めさせていただくという扱いでいかがでしょうか。

○天方委員 総合支援法もサービス利用計画の見直しをするという附則がついていますので、 それに向けて介護保険との共存の仕方といいますか、あり方をもう一度見直していくべきで はないかと私は思っているものですから、そういった方向に向けて新宿区としてもぜひとも 障害者福祉サービスと介護保険とのつながりをきちんと押さえておいていただきたいと思い ます。

私も介護保険サービスを受けている一人なのです。そういう年になってしまいましたけれども、64までは応能負担で総合支援法のサービスを受けられたのが、ただ65という年齢になっただけで、もう介護サービスが応益負担に変わってしまうという矛盾を体で感じているわけですね。若いときに健常者であった人は、そこで資産を積み立てて老後の生活設計が組み立てられるのが、幼いころから障害を持っている人はその制度を活用できる、サービスを受けるだけの資産を築くことができないで、ただ年金を中心とした生活をやっているということで、私どもとしては、65になってから、応能でやっていたのが突然応益になってしまうことにすごい矛盾を感じているわけです。

そういう意味で、介護保険とのあり方をぜひともこの施策推進協議会の中でも論議してい ただければありがたいというふうに思っています。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

1つの提言ということで受けとめさせていただきまして、調査実施後の分析作業、あるいはまた計画づくり、あるいは高齢者介護等の制度との関連というところで深めるべき段階でまた検討させていただくという扱いでいきたいと思います。

ほかに何か、御質問、御意見、どうぞ。

○友利委員 精神障害者通所施設オフィスクローバーの友利と申します。

確認をさせていただきたいのですけれども、25ページの(7)就労に関する支援の、① 障害者就労支援事業の利用の範囲、高齢・障害・求職者雇用支援機構ですとか、それから各 自治体の就労支援とかいろいろありますけれども、どのあたりまで入るのか教えていただき たい。

次の、26ページの④精神障害者社会適応訓練事業、これは社適といって随分前からありましたけれども、これが自立支援法になって国がどのようにこれに対応していくのか、私、勉強不足で現時点での内容をよく知らないので、中身を教えていただきたいということをお願いします。

○障害者福祉課長 まず、就労支援事業について、こちらに書いてあるのは新宿区で一応提供 させていただいている障害者就労支援事業ですので、仕事支援センターが今やってくださっ ている就労支援事業のつもりです。

ただ、実際は東京しごとセンターさんとかがなさっているので、そちらが入ってきても一 定程度しようがないかなと思うのですけれども、一応私どものつもりでは新宿区の障害者就 労支援事業です。

- ○保健予防課長 26ページの④、社会適応訓練事業につきまして保健予防課から回答します。 おっしゃるように、国のほうの事業としては終了ということなのですけれども、従来、国 が都道府県を実施主体として実施したものを、国のほうはやめたけれども、東京都は引き続 き継続して実施するということでございます。
- **〇村川会長** よろしいでしょうか。
- **○友利委員** 今の社適に関しては、主体は保健センターということになるんでしょうか。主体 というか、これを使うための最初のキーパーソンはどこの……。
- ○保健予防課長 最初の相談は保健センターの保健師のほうに入ります。
- **〇友利委員** わかりました。

あと、もう一点だけ、先ほど支援つき住宅ということで、これはグループホーム等という、「等」がついているので何でも入るかなとは思うのですけれども、特に精神障害者の方、知的の方もそうだと思いますが、インフォーマルな制度というか、自宅で暮らしていて、家族が1人いれば、こういう制度を使おうとか、ケアマネジャーに今度連絡しようとかということができるんですけれども、家族がいない方が1人でお暮らしになる年齢が障害者の方の場合早い、特に支援している方たちの中では早い方が多くて、特養にも入れないし、介護の年

齢でもないし、かといって家族もいないので生活が成り立たないという方を第2種の入所施 設みたいなところを使って支援していただいているということが、今後、ますますふえるの かなと危惧しております。

これがフォーマルな制度として成り立つかどうかというのははなはだ疑問ではあるのですけれども、家族がそばに1人いるような形での支援というのはこれからますます必要な方が増えるのじゃないか。制度を使う意味で、この制度があるから使いますという障害者の方はそんなに多くないと思いますが、そのあたりで今後またこういうアンケートがあったとき、今回は間に合わなかったのですけれども、もう少し勉強して入れていきたいなと思いました。ありがとうございます。それだけです。

〇村川会長 それでは、最後の御発言の部分は御意見として受けとめさせていただきます。

18ページの問34に対する記入された方々の回答ぶりの中で、5番の「グループホームなどの整備」、あるいは7番の「その他」などの回答状況によってある程度分析できることと、それから今言われた事柄などが計画上反映できるかどうかですね。何らかの制度、サービスにうまくつながれば、計画として表現を持つことができるでしょうし、個別的な努力とか運用であれば、もう一つのサービス利用計画のようなところに書けるかと思います。また、今後の段階で検討させていただくということで、よろしくお願いいたします。

それでは、すみませんが、時間の関係もありますので、次の施設入所の方の調査票の修正 事項についてお願いします。

○障害者福祉課長 では、黄色の「施設に入所している方」の調査票を御説明させていただきます。

こちらは、施設体系が変わりましたので、その再編を受けまして、施設の職員の方に旧法 上の施設、身体障害者福祉法の前は何とか施設ということがあったのですが、そちらの施設 を聞くというプレ質問を設けさせていただきました。それが、2ページ目の一番上にある部 分です。

こちらは、前回の調査では本人様向けの質問に組み込まれておりましたが、法改正もございましたので、正確を期すための修正とさせていただき、こちらは施設の方にあえて伺うことにさせていただきました。

それから、以前に児童福祉法の施設に入所されていて、先ほども言いましたが、今も同じ施設で暮らされている方につきまして、受けているサービスの名称だけが障害者総合支援法のサービスになった方が一定数見込まれますので、こちらの選択肢の7といたしまして、

「児童福祉法に基づく入所施設」という項目を追加いたしました。

いわゆる過齢の方、18歳以上でまだ児童の施設に入所されている方はこちらのことになります。

視覚の入所施設の方が1名いらっしゃいましたので、こちらにつきましては御希望を伺いまして、音声版の調査票をこれに関してつくりました。あとは、そんなには変わっていませんので、こちらに関する説明は以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

今説明のありましたとおり、調査票2ページ上段に、これまでの施設の経過等について記入していただく欄があり、また今、最後に説明のありました1名視覚障害の施設にお入りの方に対応すべく音声版の調査票を用意するということでございますが、ほかのことも含めて、何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○障害者福祉課長 すみません、追加で1つ。

5ページの施設での生活についての例なのですが、問8のところをごらんください。「1年間に出身世帯(施設に入る前に住んでいた家)」という表現で、前は「自宅」とか「出身世帯」とか、いろんな表現があったのですが、こちらのほうの考えとして「出身世帯」という形で、おうちへ帰る回数などをここでお伺いするというふうにさせていただきました。言葉遣いを含めまして、御意見を賜れればと思います。

〇村川会長 ありがとうございます。

この協議会に先立って行われました部会の中でも、5ページの問8、問9あたりの設問の中で「自宅」という表現などがありました。何となくわかる部分と曖昧な部分、また中には帰るべき家がないというお立場の方、いろんなお立場の方がいることもあって、「自宅」という表現はちょっと適切を欠くのではないかということになりましたので、一旦問8、問9のところは今説明のありました「出身世帯(施設に入る前に住んでいた家)」とさせていただいております。問9のほうには、答えの4、5で「自宅」という表現がとりあえずは残ってもおりますけれども、そこらあたりも含めて何か御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

- **〇加藤委員** ちょっとばかみたいな話ですけれども、住んでいた家が引っ越すということはありますか。家族のいる家とか。
- ○村川会長 それは問9のほうですよね。問9の答えとして……
- ○加藤委員 8、9です。
- **〇村川会長** 出身世帯という表現をとった場合には、確かに御家族が引っ越しをされたりも含

めて、必ずしも新宿区内ではないところに行かれてしまう場合も現実には起こり得ますが、 そこをどう見るかということ……。

あと、島田さんからどうぞ。

〇島田委員 島田です。

問9で、設問を「出身世帯」と変えたならば、4、5の回答の中の「自宅」も「出身世帯」に変更して、「自宅」は全部消したほうがいいんじゃないかという気がします。 以上です。

- **〇村川会長** 加藤委員、島田委員、それぞれから御発言がありましたが、どうぞ。
- ○障害者福祉課長 まず、問9の中の「自宅」につきましては「出身世帯」というふうに改め させていただきます。

それから、転居された場合、転居後も私どもが援護の実施者となっておりますので、御家族のいらっしゃるところという意味になるのですが、詳しく書けばいいかという疑問もありました。「自宅」というのはさすがにどうかという配慮はいたしましたが、「出身世帯」というと難しくなりますけれども、このぐらいにさせていただければと思います。

引っ越しされることは実際ありますが、私ども新宿区が入所させた場合には、私どもがそのまま援護の実施者になりますので、御家族がほかのところにいらっしゃる場合にも新宿区のこの調査票が行くことになります。

○村川会長 今、課長さんからそういった説明をいただきました。部会の中でもいろいろとこのあたりは検討してきたわけであります。仮に、100人の方が施設にお入りだとすると、個々の事情を考え過ぎますと、答えを100とおり書かなくちゃいけないので、ちょっとそれは調査になじまないので代表的な答えを用意して、その上でどれにも当てはまらない方については10の「その他」で回答していただくということです。

それから、今の説明にありましたように、転居されたりしたとしても、手続的には従来の措置の手続の流れもありますし、この支援という手続に変わったとしても区が行うということでありますので、そこは回答を受けとめつつ、どういう対応をしていくのか、今後、計画の中で表現がとられていくと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

- **〇加藤委員** 住んでいた家ではなくて、家族のいる家ではだめなのですか。
- ○村川会長 そこも2つあって、御家族がいる場合にはそれでいいんですが、死亡されたり、 場合によっては行方不明みたいなことも全くないとは言えないので、ここの扱いは難しいで

すね。

安藤さん、どうぞ。

- ○安藤委員 「自宅」というのはやはりどうかなというのは私の意見だったのですが、いろい ろ考えると切りがないというか、一番妥当かと思っております。これでそのまま進めていた だければよいかと思います。
- **〇村川会長** ありがとうございます。

まだ論点はあるかと思いますが、それでは時間の都合もありますので、申しわけありません、次の18歳未満と保護者の方に対する調査票に移ってまいりたいと思います。それでは、説明をお願いします。

○障害者福祉課長 では、続きまして、「18歳未満の方と保護者の方」の、緑の質問用紙の 調査について御説明させていただきます。

調査の対象といたしまして、1ページ目をごらんください。こちらには自立支援医療(精神通院医療)を受けている方とございます。

11月1日の専門部会におきましては、自立支援医療の中の育成医療につきましては対象にしないのですかという御意見がありました。こちらにつきましては所管しております健康部のほうにも確認いたしましたが、手術などの治療によりまして治る見込みのある方を育成医療の対象として行われる医療にかかる費用について医療券を発行して公費で負担するものでございまして、数カ月間から最長1年を限定とした受給が育成医療というものになるということでした。

認定して医療券を出すことから継続性がございません。中には治療効果が期待したほど出なくて、そのまま障害者手帳取得になる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった追跡はしないということでした。一定期間限定で治る見込みのある治療を受けるお子さんということにもなりますので、今回のこの調査票につきましては、送付すると違和感もあるかなということでしたので、改めまして、育成医療の受給者については除外させていただくことといたしました。

今年度の育成医療の受給者の申請ですが、8件ほどあったということでした。

在宅の方の医療機関とサービス等利用計画に相当する箇所はこちらの調査票も同じように 直させていただきましたので、こちらについては割愛します。

それから、発達障害に関連した設問が、在宅の方には診断名を問うた後に3問聞きましたが、18歳未満の方にはこれがないという指摘もいただきまして、こちらにつきましては問

13をごらんください。ページ数で参りますと、6ページになります。

6ページの13を新設いたしまして、発達障害と回答された方だけではなくて、限定せず に、障害や疾患に初めて気がついたときに誰に最初に相談しましたかと尋ねることといたし ました。

それから、福祉サービスにつきましては、広報の意味、お知らせするという意味を込めまして連絡先を載せてはどうですかという御意見をいただきましたが、こちらは調査と異なるということで、余り情報があり過ぎるとかえってわかりづらくなるのではないかということで、今回は載せないということにさせていただきました。

それから、問14、7ページをごらんください。先ほどと同じでございまして、「その」とか「あの」とかいうのが多いのもわかりづらいということですので、改めて書き直させていただきます。

それから、問15の「問9」は間違いで、「問14」に直してください。さっきと同じです。 そして、問16ですが、「往診」が残っておりまして、答えの2番のところに「定期的に 訪問診療(往診)を受けている」方となっていますが、定期的に訪問診療を受けている方と いうことで、「往診」は削除させていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

〇村川会長 ありがとうございました。

18歳未満の方と保護者の方に対する調査票としまして、幾つか前回の素案に対する修正点、加筆点などがございましたが、いかがでしょうか。御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

- ○片岡副会長 育成医療については了解いたしました。実態としては、育成医療を受けられる方、例えばダウン症の方とか、育成医療で治療が可能な心臓疾患とかそういうことを併設というか、持って生まれた方が御利用になることも多いので、それは25ページで拾えるのですよね。医療に関する支援というところには育成医療が入っていると思っていいですよね。なので、了解です。
- **〇村川会長** よろしいでしょうか。ほかに。

はい、島田さん、どうぞ。

〇島田委員 島田です。

問13「その時誰に相談しましたか」という設問が新たに追加されたということで、この 設問についての対象は発達障害に限らないというお話でした。それはそれでいいと思います。 「在宅の方」のほうとの関連で、在宅のほうの問13、7ページです。同じ設問があります。「その時、誰に相談しましたか」と。ただし、この設問については、その前のページでは発達障害のみについて限定して聞いていますね。

これは他の疾病に関しても全員対象の設問としたほうが、在宅のほうもよろしいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○村川会長 御意見として受けとめますが、在宅のほうは、もともとが障害のある方々について、身体障害、知的障害、精神障害という区分がありつつ、新しい要素というか、3年前の調査から発達障害、高次脳機能障害の位置づけをして、今回、調査票に組み入れると。それでまた、そういった方々の独特の課題を受けとめるということから、難病もそうですけれども、発達障害の方に限定した幾つかの設問の構成になっていると思います。

ただ、子供の関係について全く同一にするのか、審議してきた経過がありますので、確かに18歳未満のところについては、5ページの間10が、問7で発達障害、問11が問7で高次脳機能障害者ということなどから発していてという流れで、問12のどこで障害等に気づかれたかということだけではなくて、あわせて、その後の継続的なというか、相談支援ということをつかむべくこれがあります。

確かに部会などでの議論としては、発達障害の事柄を強く意識したということはあるのですが、子供の時期は、早期発見、早期対応という課題があったり、あるいはまた場合によってはその期間が年齢とともに変化をしていくということがあったりとか、そういうことを複合的に考えて、今のところは大人というか18歳以上とは少し違う設計になっていることが経過かなと思います。

あとは、調査結果の分析作業の中で、発達障害、高次脳機能障害等、それぞれ18歳未満でも、またそれ以上でも分析をしていってということかなというあたりです。ですから、全く100%同じという設計で来ているわけではない、そういういきさつがあります。

何か事務局のほうで補足をしていただくことがあれば……。

- ○障害者福祉課長 会長がおっしゃったように、その流れで来ていたのですが、今、改めて見ますと、在宅の方の問13を皆様にお伺いしても悪くはないというか、クロス集計できますので、そちらはそんなには矛盾しないのではないかとも思いますので、これにつきましては、できるだけ多くの問いに、多くの方に答えていただくのもいいかと思いますので、ちょっと検討させていただけますでしょうか。
- **〇村川会長** では、そういうことで、もうしばらく検討、保留ということです。

ほかにございましたら、どうぞ。

友利さんから先に。

- ○友利委員 18歳未満の方と在宅の方、両方の問13で、やはり「その他」があったほうがいいんじゃないか。私が実際に支援している方で、ここのどこにも入らない方が何人かいらっしゃって、「その他」がほかには大体ついているので、よろしくお願いします。
- **〇村川会長** ありがとうございます。

それでは、それぞれの問13について、「その他」の答えを用意するということであります。ありがとうございました。

どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 表現ですけれども、軽い知的の方も御自分でお答えになる可能性を考えると、在 宅も18歳未満の方も両方とも問7ですが、「1に該当する方は」と言わずに、「1に丸を つけた方は問8・9へ」というような表現はどうでしょうかと思いました。

それから、一番下の「上記1・8・9に該当しない方は、問15へ」というのも、「上記1・8・9に丸をつけなかった方は、問8から14は抜かしてください」といったような表現のほうがわかりやすいような気がしました。

やはり自分で丸をつけると考えると、ちょっと言葉なんかも柔らかいし、丸がついているというのも視覚的に見えると思います。「該当する」という言葉を、上の説明のところにあっても下はやめてしまうということです、「丸をつけた」という表現にしてしまう、「1に丸をつけた」とか、そういう形ですね。

それから、18歳未満の方のほうも問7で、「1に丸をつけた方は問8・9へ」、発達障害の「8に丸をつけた方は問10へ」というような言い方にして、一番最後に、1、8、9に丸をつけなかった方は、今度はちょっと動くようなのでわかりませんけれども、問8から幾つは抜かしてくださいというような表現がいいのではないかと思います。

○村川会長 御提案ということで、ちょっとこれは事務局のほうで、具体的な調査執行の部分ですので、行政のほうで、この「該当する」という表現がちょっと強く感じるのか、わかりにくく感ずるのか、少し柔らかい表現もという御提案もありましたので、何か工夫ができればそのようにしていただければと思います。

いずれにしろ、枝質問のようなところを外してしまってこういう形になっておりますので、 とにかくわかりやすく流れを設計するということと、今、加藤さんからありました、どこど こを答えなくて結構だということも確かにわかりやすい表現かとも思います。ただ、全部の 方にそれを書いていくと、かなりうるさくなるというか、いっぱいその表現をとらなくてはいけなくなったりもしますので、とにかくこの流れをスムーズにするような表現の仕方を工夫していただく。実施のところは、区のほうにお任せしていくしかないのかなということで御理解をいただければありがたいのですが。

ほかに何か御指摘がありましたら、どうぞ。

それでは、時間の関係もありまして、この関係は一旦一区切りとさせていただきます。 最後に、事業所等の関係でありますけれども、サービス事業者の方へ。どうぞ。

○障害者福祉課長 サービス事業者、水色の調査票でございます。

こちらにつきましては、問いの中で職員に関する質問が幾つか入ってございます。例えば、7ページをごらんください。問10ですが、「貴事業所では、人材確保のための取り組みをしていますか」という質問がございました。そのほかに、人材育成をするための取り組みという質問があってもいいのではないかという御指摘をいただきましたので、その次の8ページの11番で、「人材育成のための取り組みをしていますか」という問いを新設させていただきました。

それから、第2回の専門部会におきまして、専門職の配置を新たに問うような提案がございました。こちらにつきましては、問15、10ページのところに、サービス向上の取り組みのための選択肢が幾つかあるのですが、そちらの5番に「専門職の配置」を追加させていただきました。

さらに、16番で、「問15で「5専門職の配置」を選択された事業所にお聞きします」ということで、例えばどんな職種の方をどんな形で雇用されていらっしゃいますかというふうに問いまして、より具体的に記入していただくことに変えさせていただきました。

それから、問15の選択肢の中には、ほかにも8番の虐待防止マニュアルをつくっていますかということや、10番で感染症の予防対策につきまして、それを入れることでより今日的な課題を問うように設問をふやしました。

大まかにこんな感じですが、例えば先ほど介護保険のお話がございましたが、11ページの問17で、わかりづらいのですが、これは事業者さんですので、こういった専門用語をずらずら並べて回答していただくことになっておりますが、居宅介護など介護保険と共通の名前もございますので、介護保険サービスをなさっていたとしても、こちらには丸をしないでくださいというような注釈もさせていただいております。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

これはおよそ150の事業所関係でございます。部会でも検討の上、また複数の委員の方からも御提案がありましたので設問などを充実する形で、今の説明のとおりという形に今のところなっておりますが、何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

はい、天方さん。

○天方委員 先ほどの私の疑問が、今、問17で、課長が説明された介護保険サービス等でメニューになっているものは含めないでくださいというふうにあるわけですけれども、実際に居宅介護支援を行う事業所は、障害を持っていて介護保険を適用した人で、なおかつ総合支援法に基づく介護サービスを受けている人もいるわけです。そうすると、介護保険法に基づくメニューを除いちゃうと何か不自然な感じがしてしようがないのですけれども、この辺どういうふうに整理したらいいですか。僕も自分の頭の中でよく整理できないです。

事業者は、介護保険サービスだからこういう制度を使っていますよという説明と同時に、 そうでない障害者に対してのサービスも同時にしてもらっているわけですから、介護保険サ ービスは含めないでくださいという意味がよく読み取れないのですけれども。

○村川会長 今回の調査は、あくまでも障害のある方々の生活実態調査でありつつ、この障害 福祉の関係サービスに対する事業者、利用者ではなくて事業者として参入する予定があるか どうかを聞いているわけです。これが、さっきも触れましたが、介護保険も20種類、30種 類のサービスをわっと書いたりすると、何が何だかわからなくなる。

サービスの種類によっては、先ほど来御意見のありました同行援護とか、重度障害者等包括支援とか、あるいは就労継続支援のA型とか、一部区内でもまだ少し不足ぎみかなという要素もあると思われます。率直に言ってまだ区内で十分とは考えにくい要素、この分野でサービスの拡大というか提供、要するに参入の意向をまずここでは聞いていく必要がある。介護保険の動きについては、別途行われる介護保険のほうの調査の中でこうした趣旨は深めていただくと。

ですから、ある法人が、障害者関係、高齢者関係、両面おやりの事業体もあるし、そうではなく、どちらかというとこの分野では現に障害者関連のサービス提供をされたり、あるいはまた特例子会社で就労支援というのか、仕事をされているところを主に聞いていますので、障害者福祉分野でさらなる拡大・拡充、そういう意味での参入をお考えかどうかということを確認したいということだと思います。

ですから、個々の利用される方が、確かに介護保険の制度・サービスとどういう関係があ

るのかということは天方委員さんの問題意識からいってわからないわけではなく、それは利用者のほうの調査なり分析を通じて、これはいろいろなお立場の方が聞いておられると思いますので、介護保険のほうでももし調査が行われるとすれば、何か工夫はしていただく必要はあると思います。

そこから先はかなり個々の、お一人お一人に対するサービス利用の仕方への相談なり、きめ細かい対応ということになっていくわけで、これはあくまでも事業所の方へのアンケート調査ということで御理解いただければと思います。

- ○天方委員 この意味はこういうことでしょう。介護保険サービスを行っている事業所で、介護保険にはないサービスを実施したい、いわゆる障害者総合支援法に基づくサービスを実施したい事業所に対して、以下のメニューを今後始めたいかと、そういう意味ですか。
- ○村川会長 率直に言って、介護保険はちょっと別に考えていただいて、資料3にあります2番の「調査規模等」の中の(4)サービス事業者の方ということで、お立場としては区内の指定障害福祉サービス等事業者、つまり総合支援法に基づく30種類弱のサービスメニューのどれかを現にやっておられるところと、特例子会社を対象としてということですから、現に障害福祉サービスの幾つかのメニューを、1つの場合もあるでしょうし、複数もあるでしょうし、それに取り組んでおられる事業者、法人事業所に対して、さらに今までのサービスのほかに参入の予定があるかどうかということをお聞きする質問ですね。
- **○天方委員** 既存の障害者総合支援法に基づくメニューを行っている事業所のみに対してアンケート調査を行うということですね。わかりました。
- **〇村川会長** ほかにいかがでしょうか、何かございましたら。 はい、どうぞ。
- ○平澤委員 3ページの一番上に「1ご本人について」と書かれていますが、多分、今までは個人の方を対象にした関係だと思いますが、ここは「貴事業所について」ということですね。
- **〇村川会長** 御指摘ありがとうございました。訂正をさせていただきます。

ほかにございましたら、どうぞ。

はい、友利さん。

○友利委員 11ページの問17の中の16、17が、地域相談支援と計画相談支援になっているのですけれども、この2つと、それから14ページの丸囲いのところと統一したほうがわかりやすい。指定一般相談、指定特定相談というふうにしたほうが事業所名としてはわかりやすい気がしますが、いかがでしょうか。

- **〇村川会長** すみません、もう一度番号を。何番と何番。
- **○友利委員** 11ページの問17の16と17の名称です。
- ○村川会長 これは、制度上指定などが別個に行われる、内容的には非常に近くても、制度上 別種類のサービスというふうに考えられているのではないですか。
- ○障害者福祉課長 制度上の名前が17番の計画相談支援で、事業所の名前として指定特定というふうになっています。

こちらは、制度上の事業でどれか新しくやるつもりはありますかというお問い合わせの場合には、計画相談支援という名前になります。事業所の名前として、指定特定相談支援事業所、地域相談支援は指定一般相談支援事業所。

本当にわかりづらいですけれども、こういうふうになっているので、言うなれば事業所さんですから、読み取ってくださいという感じです。名前に「相談」がいっぱいついていて申しわけないです。

- **○友利委員** わかりました。
- ○村川会長 それでは、今説明のあった趣旨です。恐らく、事業所からも問い合わせがあると 思いますので、適宜御説明いただくということで解決をしていきたいと思います。

ほかにございますか。

これまでのところいろいろな御提案等をいただきまして、ありがとうございました。この場で厳密に一つずつ調整すべきところもありますが、大きな流れとしましては、4つの調査票の中で、特に在宅の方、それから18歳未満のところを含めて、従来枝番をつけたりしてやっていたものを、枝番をなくす形になりましたので、それに伴う修正点、変更点、さらに工夫すべきところが出てまいりました。

できれば、今回の調査は11月25日の発送ということで、あと2週間ぐらいのうちに最終的な整理をしなければならないわけでございますので、大変強引な進行で申しわけございませんが、各委員からの積極的な御提案を受けとめさせていただきまして、この先の微調整につきましては、会長、副会長並びに事務局に御一任いただくという手続、流れでさせていただくということでよろしいでしょうか。ただ、どうしてもこれはこうしてほしいとか、そういうことがありましたら、この後お伺いいたします。

それでは、今申しましたように、今後の微調整の作業をさせていただくということで、最終的な手続を進めさせていただきますので、よろしく御理解……。

はい、どうぞ、志岐さん。

○志岐委員 志岐でございます。

冒頭で私、質問をさせていただきましたけれども、回収率アップの問題です。これにつきまして、未回答者に対する再度のお願いといいますか、もう期間が2週間ぐらいで、忙殺されていてなかなか出せなかったというふうな方たちも過去の分を見るとたくさんいるんじゃないか。ですから、そういうふうな方々に対して、スケジュールの問題もあると思うんですけれども、再度お願いのはがきとかあるいは文書とかいうものを出して回収率をアップさせるというような方法は、単純ですけれどもあると思います。

この辺については、過去にそういうふうなことをやってきたのかどうか。また、新たにそういうふうなことをすると、スケジュール的になかなか大変だとは思いますけれども、できる限りこの調査活動の趣旨を生かしたいという意味からは、そういうふうな方法もあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇村川会長 ありがとうございました。

回収ということは本当に基本的な事柄ですし、できるだけ多くの声を受けとめて、この後の計画づくりにもつなげていかなければなりませんし、また実態調査という点でも非常に意味のあるところでありますので、これは区役所のほうにも負担をかける面もありますが、しかし、粘り強く回収を高める方法を……。

○障害者福祉課長 よろしいですか。

先ほどの資料3のA3版の真ん中に、郵送配布のほかに、(督促兼礼状1回送付)というのが「調査方法」のところにございます。この期間のおよそ半分ぐらいのところで、ありがとうございましたというお手紙を出しまして、督促をさせていただくことにいたしました。

- ○志岐委員 そういうふうな措置をされるのであれば、その趣旨はある程度貫かれると思いますから、それ以上はなかなかやっぱり諸観点から難しいのではないかと思います。その辺はやむを得ないと思いますね。理解しました。
- 〇村川会長 どうもありがとうございました。

それでは、よろしゅうございますか。調査の実施につきましては、その後の調整作業の上、 実施に移っていただくということで御了解いただいたものということで進めさせていただき ます。ありがとうございました。

それでは、残された議題といたしまして、幾つか報告事項がございますので、2点、国の の動きでありますが、障害を理由とする差別の解消に関する法律の説明をまずお願いします。

○障害者福祉課長 まず先に、今回のこの調査票の最終稿でございますが、今まだ最終稿と言

うには本当にお恥ずかしい訂正がたくさんございまして、申しわけございませんでした。こちらの修正が入りましたものにつきまして、委員の皆様に事後報告という形になりますが、 改めて発送させていただきます。よろしくお願いいたします。

そして、2週間後の発送、それから記入支援も丁寧に、それから回収のためのはがきなど も出させていただきまして、集計、分析へと進めさせていただきますので、よろしくお願い いたします。

時間もなくなりましたので、差別解消法、以前もこちらの書類につきましては何回か出させていただいておりますが、改めまして9月30日付で内閣府から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてということがございました。こちらは以前も御説明させていただきましたので、資料提供ということにさせていただきます。

それから、同じく、第3次障害者基本計画の特徴ということで、こちらは障害者基本法に 基づきまして、政府が策定いたします障害者施策に関する基本計画ということでこのたび政 府のほうで出してきたものでございます。

そちらにつきましては、特徴でございますが、資料2-1をごらんください。

「概要(特徴)」のところにございますように、「障害者施策の基本原則等の見直し」の中で、改めまして、障害者基本法が23年に改正されましたものを踏まえまして施策の基本原則を見直しますということで、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調という3本柱とともに、障害者の方の自己決定の場を尊重するということが明記されたということと、計画期間がこれまで10年でございましたが、情勢が変化するとともに、特に障害者分野は法律の改正も多岐にわたり、またサイクルが大変短いというようなことがありまして、計画期間も5年に見直しましたということ。

それから、施策分野におきましては、先ほど天方委員からもございましたが、安全・安心の分野、これは防災とか、東日本大震災を受けたもの、それから差別の解消、権利擁護の推進、そして行政サービスにおける配慮、これは先日、成年後見などで判例も出ましたように、選挙それから司法手続における配慮などにつきまして、改めてこちらのほうでうたっているということでございます。

主にこういった特徴ということで、改めましてこちらのほうの資料と、厚いですが、障害 者基本計画の全体を配付させていただきました。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

今、後半で御説明がありました国の第3次障害者基本計画がまとまって公表されたということでございますので、国の動き、今回は5カ年計画ということだそうでありますが、全体として10項目にわたる趣旨、特に今課長さんからも紹介がありましたような安全・安心、差別解消、権利擁護の推進など重要な課題も指摘されておりますので、こうした国の動き、またさらには東京都の動きなどもにらみまして、新宿区においてより望ましい方向の計画づくりを今後進めるということにつながっていくのではないかと思います。

国の動き等で何か御質問などございましたら、どうぞ。

- ○天方委員 差別解消法ですけれども、今配られた資料によれば、平成28年施行ということになっています。たしか内閣府なのか厚生労働省なのかよくわかりませんけれども、パブリックコメントを12月ごろ出すというふうに計画しているというふうなうわさ話を聞いたのですけれども、そこら辺は何か事務局で情報をつかんでいらっしゃいますか。
- ○障害者福祉課長 パブリックコメントは、何についてか聞いていらっしゃいますか。
- 〇村川会長 差別解消法ですか。
- **○天方委員** たしか、ことしの12月ごろにインターネットでパブコメを求めるというような スケジュールをちらっと見たことがあるのですけれども、それはなくなったのですか。
- ○村川会長 これは国の動きですので、改めて区のほうで直接国にあるいは東京都のほうに照会をしていただいて、差し当たり今わかることは、配られました資料1-1の最後のページの表側に、そこに法の施行日、平成28年4月1日とされております。その下に「今後の取組予定」で、「(内閣府の取組を中心に)」という形で、まず1番で、基本方針、対応要領、そこで関係団体からのヒアリングなどということで、2行目に「(本年度内メド)」と書かれておりますので、ヒアリング等で、今天方さんからあったパブリックコメントまで行くのかどうか、私もまだつかんでおりませんが、少なくとも28年までに少し時間がありますので、こういう取り組みが、フォーラム開催等も含めて進んでいくと。

ただ、より具体的には、来年度の国の予算、概算要求なども含めて進んでいくと思われますので、今資料でわかる範囲としてはこういう段階かなと思いますが、よろしいでしょうか。また、区のほうでわかったことがあったら、次の機会などでお知らせをいただくということで、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇天方委員 はい。
- **〇村川会長** ほかにございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、予定されました一通りの議題は終わったわけでございますが、何か事務局から 連絡事項、その他がございましたら、また今後の調査等の流れ、先ほど修正された最終的な ものについては各委員に早急に送っていただくということですが、それ以外にも連絡事項が あるかと思いますので、どうぞ。

○障害者福祉課長 いろいろありがとうございました。

先ほどの情報等、全国課長会などもございますので、そういった情報が入りましたら、ま た必要に応じて資料を送付させていただくようにいたします。

それから、今後の予定ですが、調査につきましては先ほど申し上げましたように、11月 25日に発送いたしまして、12月の上旬に回収、速やかに集計を行います。それから、速報 値の集計を見ましてから、年明けの1月、2月ごろに第3回の専門部会を開催させていただ きまして、続きましてこの協議会を開きたいと考えております。

報告書の作成は3月を予定しておりますので、そちらに向けまして、皆様にも御協力をいただきたいと思います。年度終盤で大変忙しい時期になると思いますが、また日程調整させていただきますので、本来、この日にしますと皆様の予定を押さえさせていただきたいんですが、まだ先過ぎて、私どもも含めまして予定がとれないので、申しわけございませんが、今後も御連絡させていただくようにいたします。

それから、国から第4期障害福祉計画に関する指針が早晩すぐに示される予定でございますので、そちらをきちんと押さえまして、この集計とともに来年度計画を策定いたしますので、そちらに生かしていきたいと考えております。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

今後、速やかに調査が進んで、年が明けてから専門部会並びに協議会が開かれる運びでありますので、改めて日程調整の上、御出席をよろしくお願いしたいと思います。また、その後、計画づくり、国の動き等を踏まえて進んでいくという流れでございます。

それでは、最後になりますが、小栁部長さんから何か御挨拶いただければと思います。

○小柳委員 福祉部長の小栁でございます。いろいろと貴重な御意見ありがとうございました。 今回の調査に当たりましては、やはりわかりやすくて、なおかつ大勢の方の御意見を伺い たいという趣旨で取り組んでおる次第でございますけれども、今回、お話を伺いながら、な かなかまだ足りない部分、また誤解を受けやすいような部分が多々ありましたので、その辺 は11月に調査を始めるということで期間は余りないのですが、この辺は少し工夫をさせて いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

統計的な分析をする上で必要なサンプルは回収しなくてはなりませんので、まさに先ほど 来話がありましたように、回収率の向上には全力を尽くして私どももやっていきたいと思っ ています。よろしくお願いいたします。

それから、あともう一つ、今回、詳しく説明はありませんでしたけれども、障害者の差別解消法の中で合理的配慮義務違反という言葉が新たに出ているわけです。これについても、我々行政側もいろいろと研究していかなければならない部分がございました。この辺もまた改めて推進協等にお諮りするようなこともあるかと思いますけれども、引き続き、新宿区の障害者施策推進に当たりまして、皆様方の貴重な御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

〇村川会長 ありがとうございました。

金子さん、どうぞ。

○金子(禎)委員 その他のところでよろしいですか。

金子です。

ちょっと私わからないのですが、区のほうとしては、多分縦割りであると思うので、委託 事業についてなんです。

私も役員を50年やっておりまして、障害者福祉法に基づいて視覚障害者の職域拡大並び に生活安定のためにいろいろ運動しまして、区のほうでことぶき館のマッサージをさせてい ただいております。ほとんどこれが今の視覚障害者の収入源です。

私たちの目的は福祉法に基づいてと思っていたところが、昭和53年に老人福祉法が優先されて、老人福祉法で結局はことぶき館の委託を設定しているというふうに伺っています。これにおいて、グレーのところもあればいろいろあるだろうと思うのですが、何しろこのところ世代交代ということで、後へ続けるために人材を掘り起こしているのですが、なかなかいない。それで、過去があって現在もある、未来もあるという私の信念ですが、これはどこでもそうだと思うのですが、若い時代になると過去なんて関係ない、それで過去の人を連れてこいと、これはもうむちゃなことですよね。

そんなことで、棺箱に足を突っ込んでいるのはやめてもらって、しかもカビの生えている のはまだ使えるというような言葉もいただく。これだとちょっときついなということで、委 託について区のほうはどの程度まで管理しているのでしょうか、その点を聞きたくて発言し ました。

以上です。

- ○村川会長 それでは、金子委員からありました件について、この場でとりあえずお答えをいただきつつ、区と事業を行っている団体との関係ということがありますので、その二者の中でまた意見交換を十分していただいて、よい方向を見出していただければと思いますけれども、何か課長さんのほうで。
- ○障害者福祉課長 恐らく、高齢者のことぶき館のマッサージの委託の件だと思われますので、 所管の部署が入りませんとなかなか具体的なお話が進まないかと思いますので、また別の機 会にお話をさせていただければと思います。
- ○金子(禎)委員 はい、わかりました。
- **〇村川会長** 幾つか、課題ないし問題点があるかと思いますけれども、区役所のほうと団体さんのほうでうまく調整を図っていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、特段ございませんようでしたら、これにて閉会とさせていただきます。どうも 長時間ありがとうございました。

午後 4時13分閉会